

激変緩和措置について

利便性係数の見直しにより家賃が上昇する世帯に対して、激変緩和措置を適用し、段階的に家賃を上昇させる場合をシミュレーションする。

例) 見直し案Aにおいて、5年の激変緩和措置を設ける場合。

【(i) 二条市営住宅（全住戸で上昇額最大）】

（収入分位1）

（見直し前）37,900円 ⇒（見直し後）46,700円

【(ii) 平均（家賃が上昇する住戸の平均）】

（収入分位1）

（見直し前）21,400円 ⇒（見直し後）22,800円

⇒ <激変緩和措置の適用>

平成27年度から見直し後の利便性係数が適用される場合、家賃の推移（推定）は以下の表のとおりになる。

【(i) 二条市営住宅（収入分位1）】

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
37,900円	39,600円	41,400円	43,100円	44,900円	46,700円

【(ii) 平均（収入分位1）】

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
21,400円	21,600円	21,900円	22,200円	22,500円	22,800円